

## 両立支援のための行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和3年3月1日 ～ 令和6年2月28日

### 2 計画内容

目標1 : 男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

#### 【対策】

- ① 令和3年3月～ 育児休業に関する規定の周知を図る。特に育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件について、全社員に周知する。
- ② 令和3年3月～ 男性社員に向けて、育児休業の取得を奨励するチラシを作成、社内に掲示する。
- ③ 令和3年3月～ 配偶者が出産した男性社員について、育児休業を取得するよう、事業主より奨励する。

目標2 : 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度を導入する。

#### 【対策】

- ① 令和3年3月～ 子の看護休暇について、時間単位で取得できる制度のうち、中抜けて休暇を取得できる制度を検討する。
- ② 令和3年9月～ 上記について、就業規則を変更する。

目標3 : 育児・介護休業法による措置の内容や、雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、社員に周知する。

#### 【対策】

- ① 令和3年3月～ 策定している「育児・介護休業等に関する規則」を全社員に周知する。

目標4 : 年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。

〔対策〕

- ① 令和3年3月～ 男性社員について、配偶者の出産時にまとめて年次有給休暇を取得するよう、事業主より勧奨する。

目標5 : 子供が親の働いているところを見る「子供参観日」等を実施する。

〔対策〕

- ① 令和3年3月～ 1年に一度「子供参観日」を実施する。
- ② 令和3年3月～ 配偶者の病気等により子供の面倒を見る者がいない場合は、子供を会社に同伴して勤務してよい制度を実施する。

以上